

空乗第 54 号 昭和 51 年 1 月 27 日 (制定)

国空航 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日 (最終改正)

操縦士に係る技能証明の下級の資格への切替え
及び限定事項の一部取消しについて

1. 本通達は現に有効な技能証明を有する者が、その技能証明について、下級の資格への切替え又は限定事項の一部取消し（以下、「下級資格への切替え等」という。）を申請する場合は、その申請に係る受付を国土交通省航空局安全部安全政策課で行う。
2. 技能証明の下級資格への切替え等に当たっては、学科試験及び実地試験を実施しない（申請合格扱い）。
3. 技能証明の下級資格への切替え等は、次により行う。
 - (1) 技能証明の下級資格への切替え等に際し、現有資格の技能証明に係る限定事項及び証明事項は、申請者が指定するものを除き、当該下級資格に引き継ぐものとする。
 - (2) 定期運送用操縦士（制限付き定期運送用操縦士を含む。）の資格についての技能証明（空機の種類が飛行機の場合に限る。）を、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明に切り替えるときは、計器飛行証明を有する者として取り扱う。
 - (3) 下級資格への切替え等を行う場合は、現有の技能証明書を返納させ、失効させた後、新たな技能証明書を交付するものとする。
 - (4) 技能証明書の交付に際しては、登録免許税を納付させ、その領収書を提出させる。ただし、限定事項の一部取消しのみを行う場合はこの限りではない。
4. 技能証明の下級資格への切替申請に必要な書類
 - (1) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
 - (2) 技能証明の下級資格への切替え等申請書（要領様式 18）----- 1 通
 - (3) 住民票（本籍地記載のもの）----- 1 通
 - (4) 現有資格に係る技能証明書の写し----- 1 通
 - (5) 写真----- 1 葉
 { 申請前 6 ヶ月以内に写したもの（脱帽、上半身、無背景） }
 { タテ 3 cm、ヨコ 2.5 cm（裏面に氏名を記載） }
 }
 - (6) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用）----- 1 通

5. 限定事項の一部取消しに必要な書類

(1) 再交付申請書（規則第 28 号様式）----- 1 通

※理由欄若しくは別紙に再交付申請理由を記載すること。

※申請書の下欄空白部に連絡先住所、電話番号を記載すること。

(2) 技能証明の下級資格への切替え等申請書（要領様式 18）----- 1 通

(3) 住民票（本籍地記載のもの）----- 1 通

(4) (1)の再交付申請書に手数料相当の収入印紙貼付のこと。

(5) 限定事項が記載されている技能証明書

(6) 返信用封筒

※技能証明書（はがき大）が入る大きさのもので、住所、氏名、郵便番号を記入し、書留相当の切手を貼ったもの。

(要領様式 18)

技能証明の下級資格への切替え等申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
氏名

私は航空従事者としての現有資格等を放棄し、下記のとおり
下級資格への切替え } を申請します。
限定事項の一部取消し }

記

1. 現有資格等

(1) 技能証明書等の資格	
(2) 技能証明書の番号	
(3) 限定事項	

2. 申請しようとする内容

(1) 技能証明書等の資格 (限定事項の一部取消しを除く。)	
(2) 限定事項 (取消しを申請する場合は取り消す限定事項を記入する。)	

(注) □内のどちらかにレ印を付すこと。